

ファミリー・サポート・センターのしくみ

①会員登録

利用会員 Aさん
育児の援助を受けたい人



会員登録
サポート会員の紹介申込み

サポート会員 Bさん
育児の援助ができる方



会員登録
講習会の受講

サポート会員に資格は不要ですが、活動に必要な講習を受講していただきます。

②援助活動の依頼・実施

アドバイザーが利用会員とサポート会員の仲介・紹介をします。

米原市ファミリー・サポート・センター
(アドバイザー)



Bさんの紹介

Aさん援助の打診

利用会員・サポート会員の事前打ち合わせ

利用会員 Aさん



サポート会員 Bさん



援助の依頼
援助活動を実施
活動報告書の受渡
報酬の支払い

③活動後

利用会員からサポート会員へ直接利用料を支払います。

報酬について

ファミリー・サポート・センター事業は会員同士で支え合う有償の援助活動です。利用会員はサポートを受けた後に、下記の報酬と実費をサポート会員へお支払いいただきます。

- 平日(月～金)
7:00～19:00 ... 350 円/30 分
上記以外の時間 ... 400 円/30 分
- 休日(土、日、祝日)
7:00～19:00 ... 400 円/30 分
上記以外の時間 ... 450 円/30 分
- 年末年始
要相談 ... 500 円/30 分

※その他、援助活動に要した実費(交通費・食事代)が必要な場合があります。

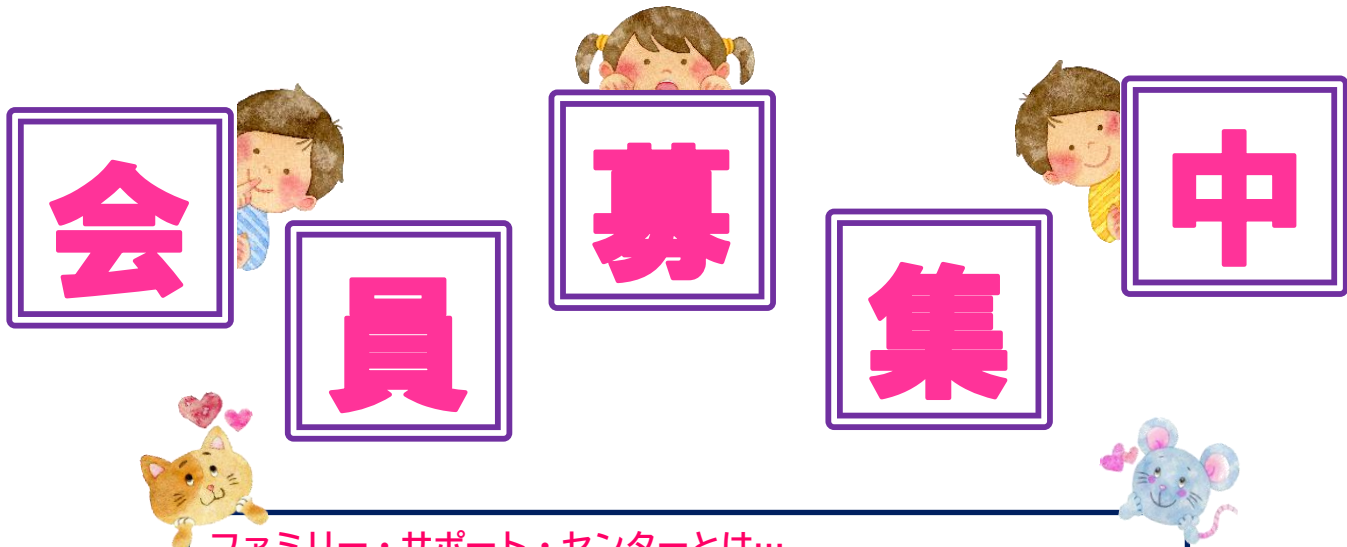
詳しい内容、利用に関するご相談は…
米原市ファミリー・サポート・センター
(米原地域福祉センターゆめホール内)まで



↑ゆめホール地図
2次元コード



米原市 ファミリー・サポート・センター



ファミリー・サポート・センターとは…

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てのお手伝いをして欲しい人と、お手伝いができる人に会員になってもらい、地域住民同士での子育てを応援する仕組みです。

※利用までの流れは、裏面をご覧ください。

サポート会員



(子育てのお手伝いができる方)

会員資格

米原市内に在住で、こどもさんが好きで、積極的に援助活動を行うことができる19歳以上の方。また、自宅で預かることができる方

利用会員



(子育ての手助けをしてほしい人)

会員資格

米原市内に在住または在勤で、生後6か月以上小学校6年生までのお子さんの保護者の方

※『サポート会員』に登録いただいた方には、当センターが実施する講座に参加いただけます。

『両方会員』…サポート・利用会員の両方にも登録可能です！

お問い合わせ・登録申し込み先は…

米原市ファミリー・サポート・センター 電話:54-3100 FAX:54-3115

(米原市三吉570番地 米原地域福祉センターゆめホール内 社会福祉法人米原市社会福祉協議会)

米原市子育て支援課

電話:53-5131